

## 伊藤病院行動計画（第3回）

職員がその能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年 4月 1日～平成32年 3月 31日までの 3年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

育児休暇取得率を産前産後休業取得者の80%以上にすること

<対策>

- 平成29年4月～ 妊娠中や産休・育児休業復帰後の職員のための相談窓口の設置
- 平成29年4月～ 育児休業、育児短時間勤務について、管理職を対象とした研修の実施
- 平成29年4月～ 育児休業、育児短時間勤務について、取得希望者を対象とした説明の実施
- 平成30年4月取得状況の確認
- 平成31年4月取得状況の確認
- 平成32年4月目標の達成確認又は、実施状況の確認

目標2：毎年、年次有給休暇の全員取得を目指す。

<対策>

- 平成29年5月～ 年次有給休暇の取得者数を調査
- 平成29年6月～ 部会にて有給休暇を議題に取り上げ、意見交換および意識改革
- 平成30年4月取得状況の確認
- 平成31年4月取得状況の確認
- 平成32年4月目標の達成確認又は、実施状況の確認